

補助金の経済波及効果に関する分析 ～復興を後押しした2千億円、経済効果1兆円を紐解く～

I 背景と目的・経済波及効果の推計結果概要

1. 背景・目的

経済産業省が所管する、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金¹(以下、津波補助金)は、以下の地域における産業復興を加速するため、雇用創出を通じて地域経済の活性化を図るものとして創設された企業立地補助事業である²。

- ・東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)
- ・原子力災害により甚大な被害を受け避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の浜通り等の地域³

また、平成 25 年度の東日本大震災復興特別会計から 1,100 億円を当初予算とし、平成 25 年5月に初回の公募が実施されて以来、3回にわたる計 990 億円の予算積み増しを経て⁴、令和5年8月の公募で全 14 回の公募を実施、計 883 事業が採択されている⁵。津波補助金は第2期復興・創生期間の終了となる令和7年度で全事業を完了することとなり、14 回目の公募(14 次公募)で新たな公募は最後となり、全補助事業者が確定した。本稿では震災後の産業復興、特に被災地における製造業の回復状況を俯瞰するとともに、産業復興に向けた政府の取組み(主にハード面)を整理、その中で津波補助金が果たした役割と効果について評価を行う。特に津波補助金における2つの大きな役割である雇用創出と地域経済活性化のうち、後者について経済波及効果の分析を行った。

本稿の全体像は以下の通りである。

1. 被災地の産業復興に向けた取組み

復旧・復興に向けた政府の取組みにおいて、産業復興、企業立地支援がどのように位置づけられているかについて、復興庁等の資料に基づき整理した。

2. 企業立地支援の取組み

企業立地支援策として、4つの補助事業(ふくしま産業復興企業立地補助金、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金、津波補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金)につ

¹本稿で取り扱う「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、特段の注記がない限り、「製造業等立地支援事業」を指すものとする。

²「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 公募要領」みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)。青森県、茨城県は9次公募まで。

³原子力災害により甚大な被害を受けた地域については、平成 28 年 7 月から公募開始された「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」に役割を移管。

⁴津波補助金には「製造業等立地支援事業」、「商業施設等復興整備補助事業」、「サプライチェーン対策投資促進事業」があり、これら全てを含む予算額。

⁵公募回数と採択件数は「製造業等立地支援事業」のもの。

いて、事業概要、特徴を整理した。

3. 被災地の復興状況

各種統計情報を用いて、被災地域における総生産、製造品出荷額等の推移について整理を行い、産業復興の足取りを俯瞰した。

4. 津波補助金の経済波及効果分析

津波補助金において全14回の公募により採択された事業の概況を整理するとともに、様々な切り口から経済波及効果を分析した。

2. 津波補助金もたらした経済波及効果 推計結果(概要)

補助金交付額1,899億円に対する全国への経済波及効果は1兆1,362億円と推計された。これは補助対象経費の2.07倍、補助金交付額の5.98倍という大きさであった。産業部門別にその内訳をみると、「建設」が3,521億円、「商業」が1,019億円、「対事業所サービス」が905億円、「金属製品」634億円、「鉄鋼」558億円という結果であった。

企業規模別では、中小企業等よりも補助率の小さい大企業の方が、投入補助金あたりの波及効果が大きく、また補助事業の業種別では、製造業よりも非製造業が、中でも商業・物流における投資効果が大きいという結果となった。

各県別の分析では被災5県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)の合計が6,072億円の経済波及効果となった。これは全国版の経済波及効果分析における5割強であり、半分近くが自県以外に波及したものと考えられる。県別では福島県が3,045億円、宮城県が1,852億円、この2県で5県合計の約8割を占めるという結果となった。

なお、本分析は投資による経済波及効果を推計したものであり、投資後の生産活動⁶による波及効果は含めていないこと、地域(県)間分析を行っておらず、被災各県が相互に与えた波及効果が明らかになっていないことについて留意が必要である。また津波補助金の効果を評価分析するためには主目的である地元雇用者数についての分析が必要である。さらに自立補助金をはじめとする他の立地支援補助事業についても併せて分析を行うことにより、各被災地の産業復興の実態をより明らかにすることができると考えられる。

⁶ 投資後の生産状況に関するデータに基づけば、「3. 被災地の復興状況」で整理した「製造品出荷額等の推移」における津波補助金の影響を分析することが可能であるが、当該データは整備されていないことから本稿での分析対象は投資のみとした。

Ⅱ 本論

1. 被災地の産業復興に向けた取組み

東日本大震災の被災地における復旧・復興に向けた取組みの全体像については復興庁にて詳細をまとめているが⁷、本稿ではその中でも被災地における産業復興、特に津波補助金の役割を確認する上で必要な企業立地支援に焦点を当てて整理を進める。

まずはその前提として、東日本大震災からの復旧・復興に向けた政府の取組みについて、その大枠を確認するとともに、その中で産業復興、企業立地支援がどのように位置づけられているかを確認することとする。

(1) 震災後 10 年間における産業復興の経緯

政府は平成 23 年 7 月に、復興期間を令和 2 年度までの 10 年間と定めた「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、平成 27 年度までの 5 年間で「集中復興期間」と位置付け、被災地の復旧・復興に向け総力を挙げて取り組んできた。復興庁ではこの間の取組みを総括しており⁸、産業面では次のような取組みが挙げられている。

- ・被災企業の一早い事業再開を目的とした仮設店舗・工場の無料貸し出し、施設・設備の復旧補助金の約 1 万事業者への交付
- ・企業活動の再開と継続を支援するものとして、緊急融資や信用保証、二重ローン対策等
- ・サプライチェーンや産業集積の再生、雇用確保のため、税制、利子補給、企業立地補助
- ・観光業等における風評被害対策、まちなかの商業施設の整備支援等

この結果、岩手県、宮城県及び福島県における有効求人倍率は、震災直後の 0.45 倍から 1 倍超へと改善、3 県の鉱工業生産指数は震災前の水準までほぼ回復、と総括している。

さらに平成 28 年 3 月、政府は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で「復興・創生期間」として位置付け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定、産業復興については、その中で「産業・生業の再生」として具体的な取組みを 3 つ挙げており、その 1 つ目で「産業復興の加速化」として整理している⁹。具体的には、被災地の産業復興実現を目的として、引き続き被災施設の復旧や企業立地の促進、二重ローン対策、資金繰り支援等、販路開拓、新規事業立ち上げ等の創造的な事業活動に対する効果的支援、また、まちのにぎわい再生を目的として、仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備への支援、といった取組みが挙げられている。

(2) 第 2 期復興創生期間における産業復興及び企業立地支援の位置づけ

令和 2 年 7 月には、令和 2 年度までの 10 年間としていた復興期間について、令和 2 年度から令和 7 年度まで 5 年間延長し、この 5 年間については「(第 1 期)復興・創生期間」の理念を継承し、その目標に向け取組みをさらに進めるための時期であることから、「第 2 期復興・創生期間」と位置付けた。

(第 1 期)復興・創生期間の満了を迎える令和 3 年 3 月、政府は令和元年 12 月に定めた「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しを行い、「『第 2 期復興・創生

⁷ 復興庁ホームページ「復興の現状と取組」<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20131029113414.html>

⁸ 「集中復興期間の総括について」平成 27 年 6 月復興庁

⁹ 「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 28 年 3 月 11 日閣議決定)復興庁

期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。産業復興においては、（第1期）復興・創生期間で進めてきた取組みについて、限られた予算でより効果を高めるべく、取組内容について精緻な見直しが図られている。具体的には、企業立地支援について「これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が（第1期）復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大3年間（令和5年度末まで）・運用期限を最大5年間（令和7年度末まで）¹⁰とし、企業進出等が進むよう支援を継続する。」と記載されており、これまでに比べて、より限定された条件で支援を進めるものとしている。

以上をまとめると、企業立地支援については、震災直後の集中復興期間から産業復興における主要な施策の1つとして始まり、（第1期）復興・創生期間では産業復興の加速化としてさらに支援を継続、第2期復興・創生期間にて復興状況を精緻に踏まえた上で対象地域や期限等を見直す、という流れとなっている。

2. 企業立地支援の取組み

上記の通り、企業立地支援は集中復興期間、（第1期）復興・創生期間、第2期復興・創生期間の各期間において、産業復興における重要な柱の1つとして位置付けられている。

ここでは、企業立地支援制度のうち、主として被災地の産業復興・雇用創出等のために創設された、工場等の整備を支援する補助金制度（以下、企業立地補助金）を取り上げ、その概要を時系列で整理するとともに、その中で津波補助金が果たした役割や特徴を確認するものとする。

（1）被災地における企業立地補助金

震災以降に実施された主な企業立地補助金は、①福島県内に立地する製造業等の企業に対し補助することで、県内の生産拡大及び雇用創出、地域経済の復興再生を目的とした「ふくしま産業復興企業立地補助金」、②原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域（茨城県・栃木県・宮城県）に対する支援により、企業立地の促進及び雇用の維持・創出を目的とした「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」、③津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）及び福島県の一部地域に対する支援により、雇用の創出及び地域経済の活性化を目的とした「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、そして、④福島県の避難指示区域等に対する支援により、雇用創出、産業集積を図り、商業回復を進めることを目的とした「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」などがある。これら制度の概要及び全体像は図表1の通りであり、目的のみならず、補助対象とする地域や経費、実施時期等各制度により異なる。

¹⁰ 津波補助金では、補助事業者の責めに帰さないやむを得ない理由に限り、最大令和8年度末までの補助事業期間の延長が可能。（交付規程第3条）

https://www.mizuho-rt.co.jp/business/biz/pmo0140/pdf/index2_koufukitei_v10.pdf

図表 1 企業立地補助金の制度概要(令和6年7月時点)

制度名	予算額	公募実施年度 及び公募回数	採択 件数	補助対象地域	補助対象施設
ふくしま産業復興 企業立地補助金 ¹¹	約 2,100 億円	平成 24 年度～ 令和3年度 (公募回数:14 回)	637 件 ※1	福島県全域 (避難指示区域等 を除く。)	工場、物流施設、試験 研究施設、コールセンタ ー・データセンター 等
原子力災害周辺地域 産業復興企業立地補助金 ¹²	140 億円	平成 24 年度～ 平成 27 年度 (公募回数:4回)	99 件	宮城県、栃木県、 茨城県	工場、物流施設 等
津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金 ¹³	2,090 億円	平成 25 年度～ 令和5年度 (公募回数:32 回) ※2	905 件 ※3	津波浸水地域(青 森県、岩手県、宮 城県、茨城県)及び 福島県全域(避難 指示区域等を除 く。)※4	工場、物流施設、試験 研究施設、コールセンタ ー・データセンター、商 業施設 等
自立・帰還支援 雇用創出企業立地補助金 ¹⁴	1,170 億円	平成 28 年度～ 令和6年度 (公募回数:26 回) ※5	192 件 ※6	福島県 12 市町村 の避難指示区域等 ※7	工場、物流施設、試験 研究施設、コールセンタ ー・データセンター、店 舗、宿泊施設、植物工 場・陸上養殖施設、社 宅、商業施設 等

※1 「ふくしま産業復興企業立地補助金」にあつては指定企業の件数。

※2 公募回数は、製造業等立地支援事業 14 回、サプライチェーン対策投資促進事業3回、商業施設等復興整備補助事業 15 回の合算。

※3 採択件数は、製造業等立地支援事業 883 件、商業施設等復興整備補助事業 22 件の合算。

※4 公募年度により対象地域が異なる。

※5 公募回数は、製造・サービス業等立地支援事業9回、地域経済効果立地支援事業4回、サプライチェーン対策投資促進事業3回、蓄電池生産基盤確保促進事業1回、商業施設等復興整備補助事業9回の合算。

※6 採択件数は、製造・サービス業等立地支援事業 167 件、地域経済効果立地支援事業9件、サプライチェーン対策投資促進事業3件、商業施設等復興整備補助事業 13 件の合算。

※7 いわき市、相馬市、新地町の一部も対象となる場合がある。

¹¹ ふくしま復興情報ポータルサイト「ふくしま産業復興企業立地補助金のページ」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukushimahojyokin.html>

※なお、不足情報については一部福島県に照会の上、記載している。

¹² 一般社団法人環境パートナーシップ会議「令和 5 年度原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表」<https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/2023fukkouritti.pdf>

※なお、不足情報については一部当社が過去に公表していた HP から引用の上、記載している。

¹³ みずほリサーチ&テクノロジーズ HP「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」

<https://www.mizuho-rt.co.jp/topics/tsunami-ritti/index.html>

¹⁴ みずほリサーチ&テクノロジーズ HP「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」

<https://www.mizuho-rt.co.jp/topics/jiritsu/index.html>

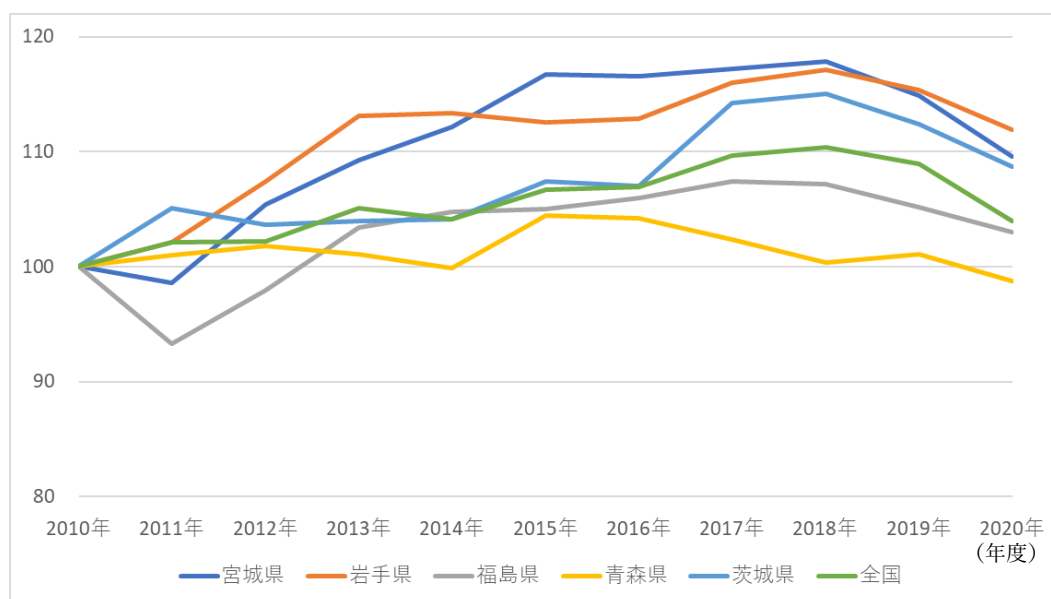
3. 被災地の復興状況

これらの企業立地支援策を含めた施策による効果も手伝い、被災地における産業復興が進んできたが、ここでは、震災後産業復興がどのように推移し、実際にどこまで進んだのかを把握するため、各種統計情報を用いて確認することとする。具体的には、被災状況、基盤となる産業の種類や規模等が地域によって異なることを踏まえ青森県、岩手県、宮城県、茨城県、福島県（以下、被災5県）における県別また被災地域別に、産業復興の程度を表す指標として、県内または域内総生産、製造品出荷額等について整理した¹⁵。

（1）被災5県における県内総生産の推移 : 回復・拡大ペースに地域差 宮城県、岩手県が早い

まずは被災5県の県内総生産¹⁶について、震災前の2010年度における各県の県内総生産を基準として比較する（図表2）。2011年度は宮城県及び福島県でマイナスとなったものの、翌年度の2012年度には各県とも回復基調となり、福島県を除き2010年度の水準を上回った。特に震災による被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県（以下、被災3県）は復興経済に支えられ、2013年度にかけて比較的高い成長を遂げ、以降2018年度頃まで緩やかな成長となった。被災5県の中でも比較的被害の小さかった青森県、茨城県では2015年度まで全国平均とほぼ同じ程度の緩やかな成長となっているが、2017年度以降は、両県で差が生じている。

図表2 被災5県における県内総生産の推移（2010年度を100）



（内閣府「県民経済計算」より当社にて作成）

¹⁵ 新型コロナウイルス感染症発生の影響のため、ここでの分析は2020年度までとしている。

¹⁶ 内閣府「県民経済計算」より。平成27年基準県内総生産（実質：連鎖方式）。（平成22年度（2010年度）分については平成23年基準からリンク係数により作成）

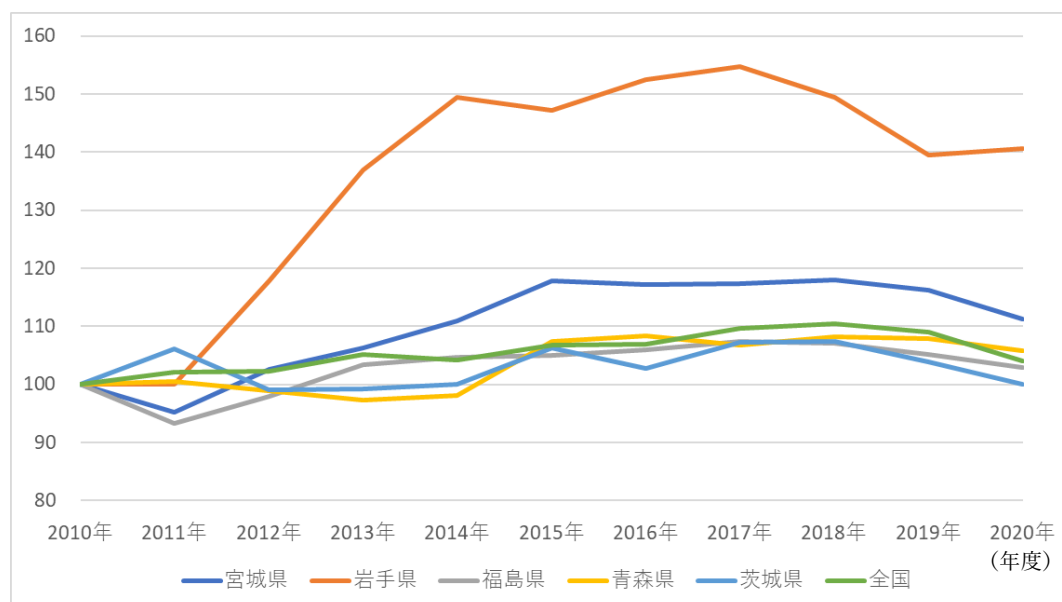
(2) 被災地域における域内総生産：産業構成の違いにより回復に地域差 建設業、製造業が貢献

■被災地域における県別の域内総生産の推移

次にこれらの地域のうち、被災地域（津波補助金補助対象地域）¹⁷の域内総生産¹⁸について、2010年度を基準として県別にみていく（図表3）。¹⁹

被害の大きかった被災3県のうち岩手県、宮城県の被災地域²⁰では、2010年度を基準として2012年度以降、岩手県は2014年度にかけて、宮城県は2015年度にかけて域内総生産は増加し、その後2018年度頃まで概ねその水準を維持している。特に岩手県の域内総生産は、ピーク時の2017年度においては2010年度の1.5倍程度まで拡大した。2011年度における域内総生産の落ち込みが最も大きかった福島県では、その後順調に回復・拡大したものの、岩手県や宮城県の被災地域に比べるとその程度は小さく、2010年度比で1割以下の拡大となっている。青森県や茨城県の被災地域では、2014年度まで他の被災3県や全国平均以下の成長であり、2015年度に若干回復するものの、それ以降は、青森県では全国平均並み、茨城県では全国平均をやや下回って推移している。

図表3 被災地域における域内総生産の推移（2010年度を100）



（各県の市町村民経済計算より当社にて作成）

¹⁷ 青森県：三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町。岩手県：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市。宮城県：気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町。福島県：全市町村。茨城県：北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、水戸市、大洗町、銚田市、鹿嶋市、神栖市。

¹⁸ 各県の市町村民経済計算より。平成27年基準市町村内総生産（実質：連鎖方式）。（平成22年度分については平成23年基準からリンク係数により作成）

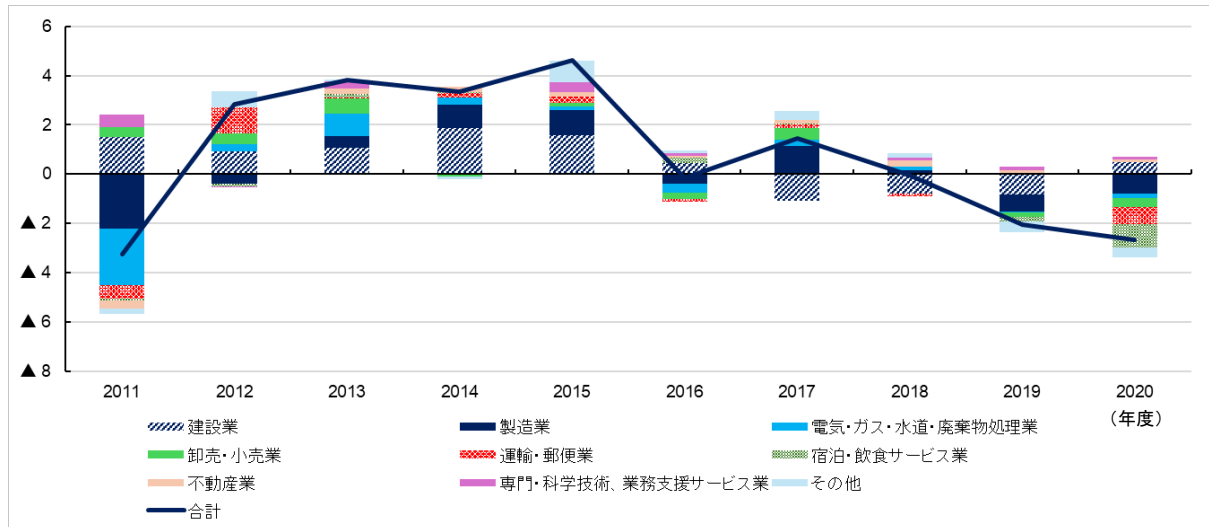
¹⁹ 福島県は全域が対象なため、県内総生産を用いた。

²⁰ 仙台市は市内全域の域内総生産を用いた。

■被災地域の経済成長率 経済活動別（業種別）の寄与度

被災地域全体の経済成長率についてみると、2015 年度までは 3%～4%の比較的高い成長となっているが、2016 年度以降は、（2017 年度に一時的にプラス成長となっているものの）ゼロ成長またはマイナス成長となっている（図表 4）。経済活動別の寄与度については、建設業が最も大きく、製造業も小さくないことがみてとれる。建設業は 2015 年度までの成長において牽引、その後のゼロ成長またはマイナス成長においても大きな影響を及ぼしている。また製造業については、2014 年度、2015 年度、2017 年度の成長に大きく寄与していることがわかる。

図表 4 被災地域全体 経済成長率における経済活動別寄与度

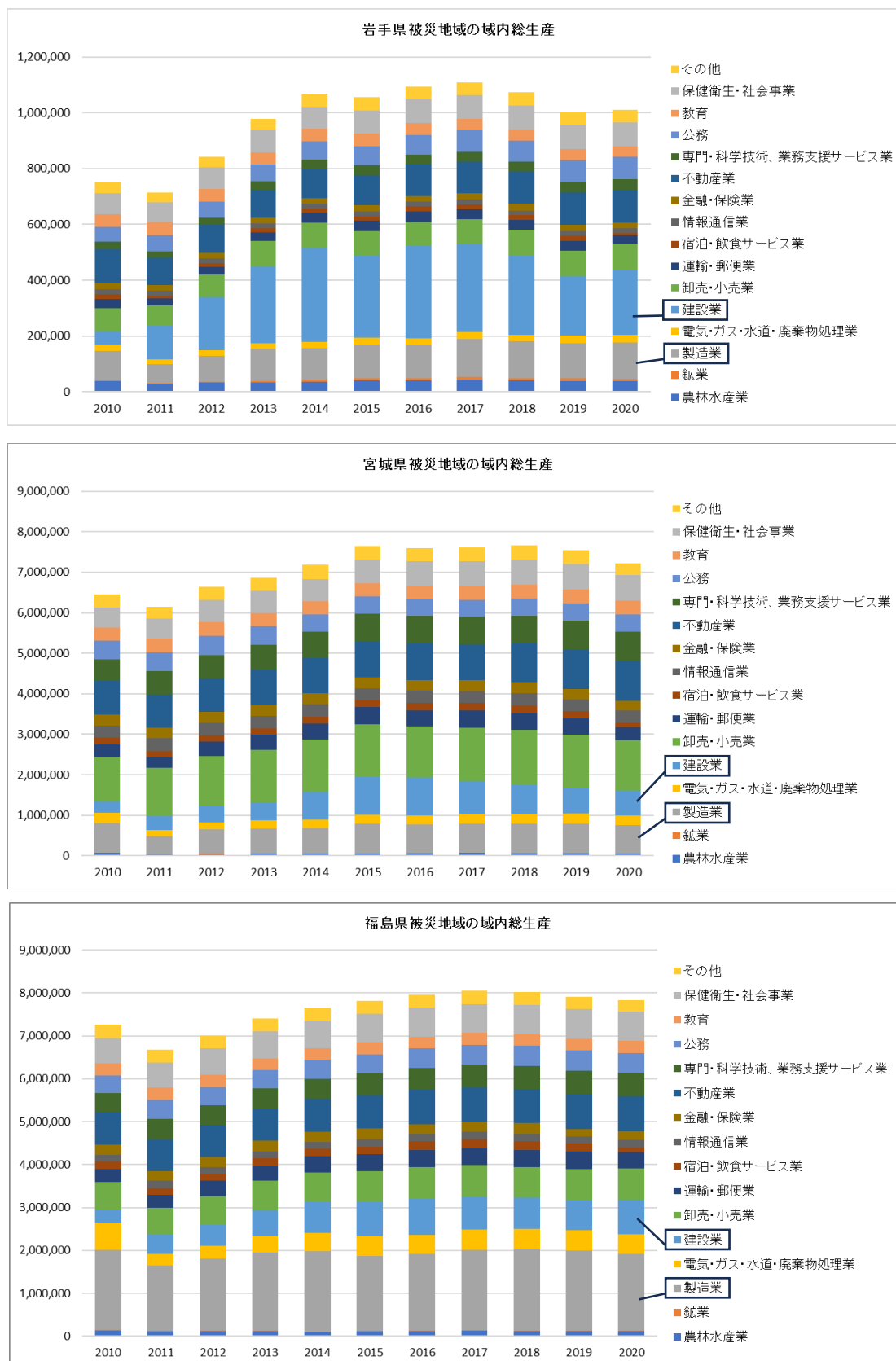


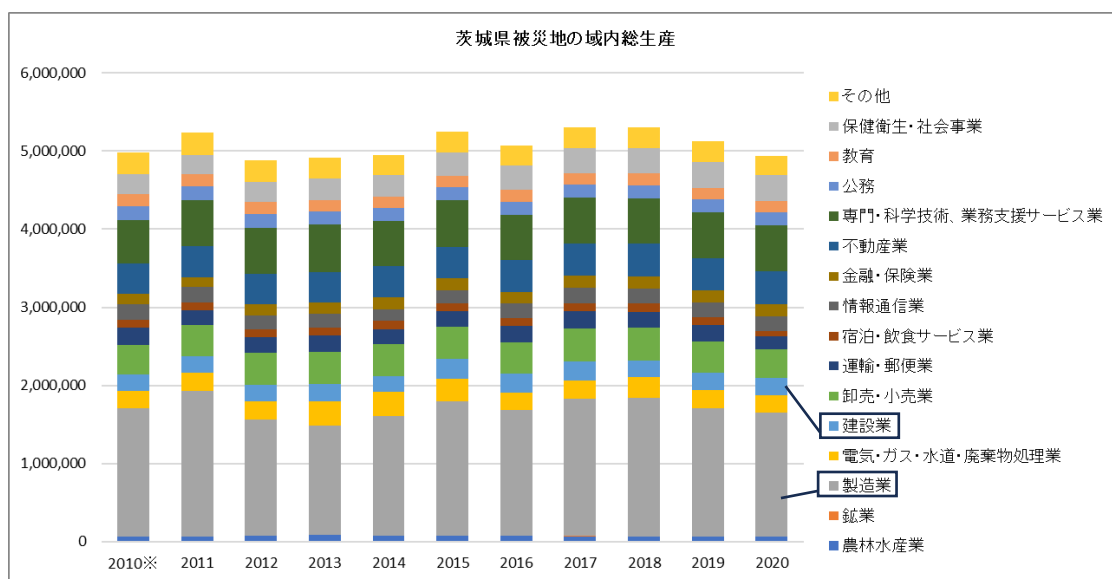
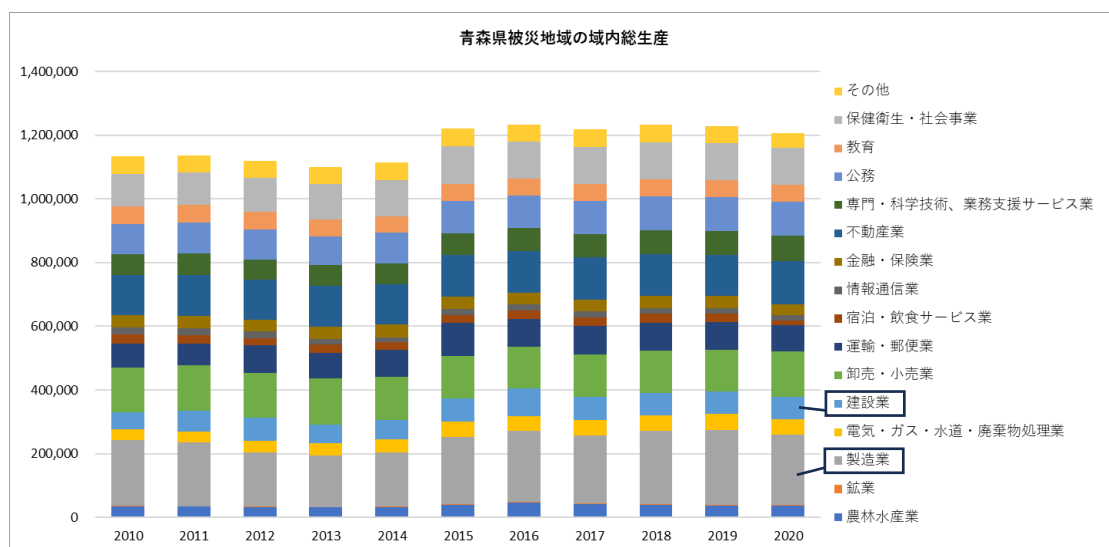
（各県の市町村民経済計算より当社にて作成）

なお、被災地域における県別及び経済活動別（業種別）の域内総生産の推移については図表 5 の通り²¹。各県の被災地域における産業構成の違いによって、回復の過程は異なっているものの、各地域共通して製造業が一定程度回復・拡大に貢献、加えて被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の被災地域では、震災後比較的初期の段階から建設業が回復・拡大を牽引していたことがわかる。

²¹ 各県の市町村民経済計算より。平成 27 年基準市町村内総生産（実質：連鎖方式）。平成 22 年度（2010 年度）分については平成 23 年基準から業種別リンク係数により作成しており、合計値は図表 3 の結果と異なる場合がある。

図表 5 被災地域における経済活動別の域内総生産





(各県の市町村民経済計算より当社にて作成)

(3) 被災地域における製造品出荷額等：地域により被害程度・回復拡大ペースに違い

これまでみてきた通り、被災地の産業復興においては、製造業の果たした役割が一定程度あったことが確認できた。ここでは、その製造業に焦点を当て、工業統計調査²²から被災地における製造品出荷額²³等の推移を確認することで、製造業の回復状況をみてみることにする。

■被災5県における製造品出荷額等の推移

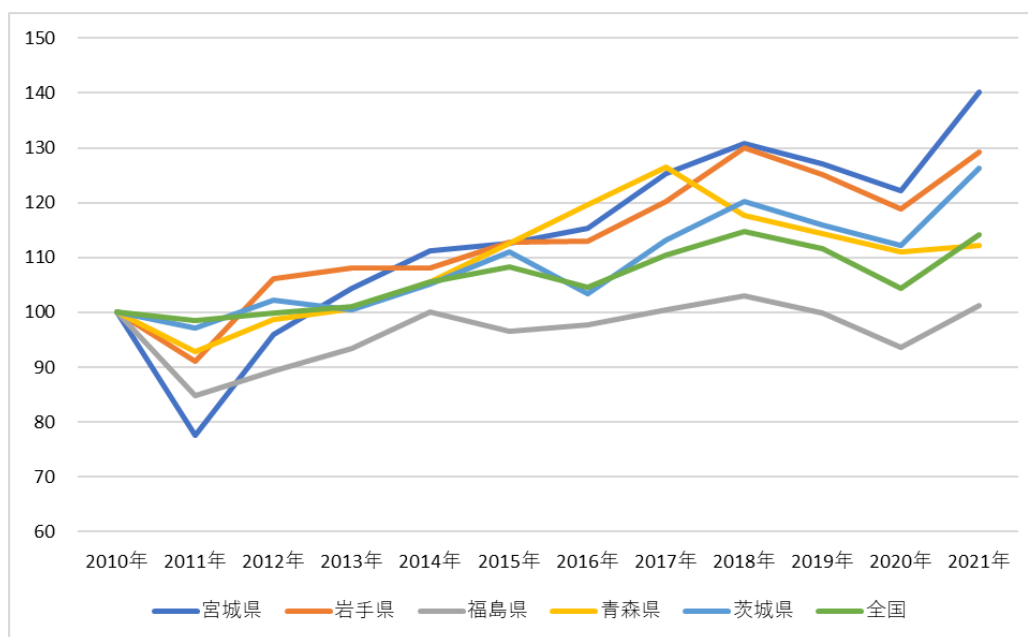
まずは被災5県における県別の製造品出荷額等について、2010年を100とした場合の推移を確認する(図表6)。県内総生産で2011年度に2010年度比マイナスとなっていた県は宮城県と福島県の2県のみであったのに対し(前掲の図表2)、製造品出荷額等では被災5県全てでマイナスとなっており、特に宮城県と福島県では2010年比で8～9割程度と落ち込みが比較的大きかった。落ち込みが最も大きかった宮城県では、翌2012年から急回復し、2013年には2010年水準を上回っている。

²² 2011年、2015年、2020年は「経済センサス」。2021年は「経済構造実態調査」

²³ 製造品出荷額以外に、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額も含む。

一方、宮城県に次いで落ち込みが大きかった福島県では、2010 年の水準を超えるのは 2017 年、福島県の県内総生産が 2010 年度水準を超えた 2013 年から4年後となっており、他の4県に比べると製造業の復興に時間を要したことが窺える。被災3県の中で、比較的落ち込みが小さかった岩手県においては、震災1年後の2012年には2010年水準を上回り、2017年には2010年比で1.2倍以上となっている。同様に、宮城県、青森県においても2017年に、茨城県では2018年に2010年比で1.2倍以上となっている。

図表 6 被災 5 県における製造品出荷額等の推移（2010 年を 100）



（工業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査より当社にて作成）

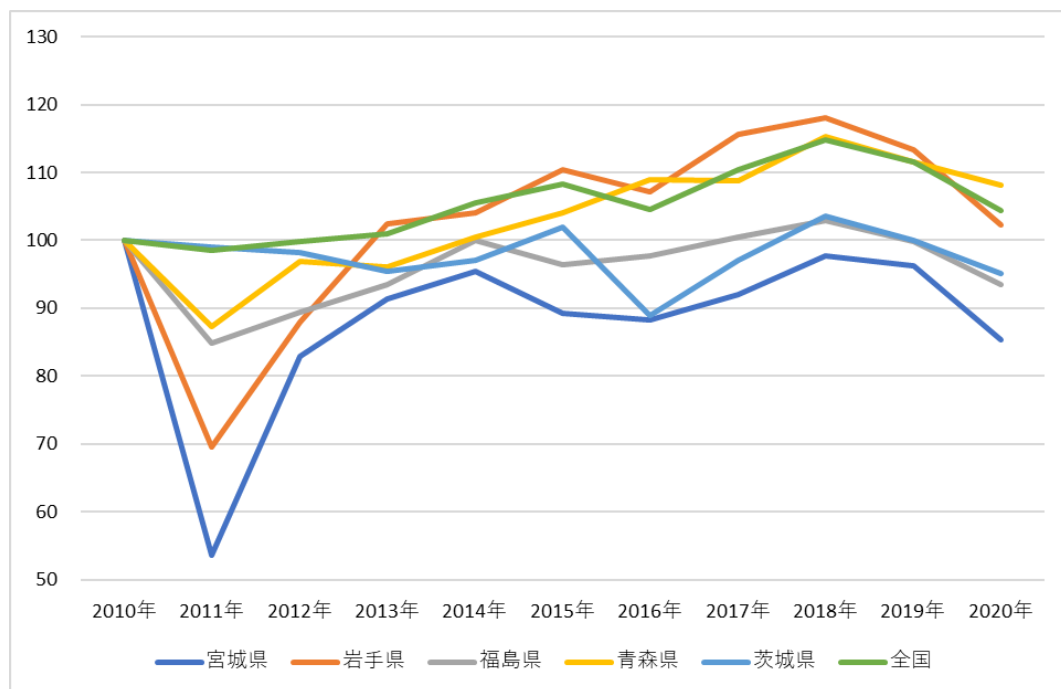
以上をまとめると、他産業に比べて震災の影響が比較的大きかった製造業では、宮城県、福島県における製造品出荷額等の落ち込みが大きく、原子力被災地域が含まれる福島県では、製造業の復興に時間を要した経緯が窺える一方、他の被災県においては、順調に震災前の水準を回復、2017 年から 2018 年にかけて震災前（2010 年）の2割増にまで拡大している。

■被災地域における県別の製造品出荷額等の推移

次に、被災地域における 2010 年を基準とした製造品出荷額等の推移を県別に確認してみると（図表 7）。2011 年についてみると、茨城県を除くいずれの県の被災地域も、県全体に比べると 2010 年に対して落ち込みは大きくなっており、特に宮城県、岩手県の落ち込みが大きいことが確認できる。しかしながら、2012 年以降におけるこの2県の被災地域の推移をみると、その足取りは大きく異なっている。岩手県の被災地域においては 2013 年には 2010 年の水準まで回復、その後は概ね増加傾向となっており、2013 年以降は、2011 年比で全国平均と同程度の伸びが続いている。一方、宮城県の被災地域では 2014 年まで回復は続けるものの 2010 年の水準には届かず、その後も 2010 年以下となっている。宮城県全域での製造品出荷額等が 2013 年には 2010 年水準まで回復し、その後 2018 年まで 2010 年比 1.3 倍まで増加しているのとは対照的であり、宮城県における製造業は被災地域外が牽引していたことが窺える。

また、製造業のウェイトが比較的大きい茨城県の被災地域も同様に、製造品出荷額等の回復は茨城県全体の回復に比べると鈍く、製造業においては県内の被災地域外が牽引してきたことが窺える。

図表 7 被災地域における製造品出荷額等の推移（2010 年を 100）



（工業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査より当社にて作成）

4. 津波補助金の経済波及効果分析

以上のように、各県、各被災地域において製造業が果たす役割は、各地域の産業構造、被災の程度、及び各地域の政策によって大きく異なっているものの、復興の速度や程度に大きく影響を与えているといえよう。本稿では、製造業の復興において中心的な役割を果たした企業立地支援策、特に津波補助金²⁴に焦点を当て、その経済波及効果について分析を行うことで、補助事業評価の一面に過ぎないが、当該施策の定量的評価を試みた。

(1) 津波補助金の概要

「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、平成 25 年 1 月 29 日に閣議決定された、平成 25 年度予算案、東日本大震災復興特別会計において措置された制度である。その目的は前述の通り、「東日本大震災で特に大きな被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の津波浸水地域、並びに原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、これらの地域において工場等を新増設する企業に対し、その経費の一部を補助することにより、企業の立地を円滑に進め、雇用を創出する」というものである。

当該制度では、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の指定地域²⁵に立地する、1. 工場、2. 物流施設、3. 試験研究施設、4. コールセンター、データセンターまたはそれに類似している施設、5. 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設のいずれかが補助対象施設となる。補助の対象となる経費は、土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費があり、工場等の立地を促進する立地支援事業であるという制度上、建物取得費の計上を伴わない案件は補助の対象外となっている。また、雇用創出が事業目的にも掲げられていることから、事業の投下固定資産額に応じ、新規立地する工場等において一定数の正社員を雇用することが交付要件として定められている。

なお、公開されている令和6年度の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金シートによると、令和5年度末時点の当該事業における交付決定件数は 533 件、当該交付決定件数に基づく事業の総投資額は約 6,934 億円であり、これは当該事業にて短期アウトカムとして設定している目標値の 6,500 億円に対し、約 106.7%の達成率である。また、令和5年度末の事業完了件数に基づく新規地元雇用創出数は 5,201 人であり、こちらは当該事業が長期アウトカムとして設定している成果目標 6,000 人に対し、約 86.7%の達成率となっている。

²⁴ ここでの分析対象は、製造・サービス業のみとする。商業は含めていない。

²⁵ 青森県、茨城県は九次公募まで対象地域。なお、各県の指定地域は公募期間により異なる場合がある。

(1) 分析の概要

経済波及効果の分析に際しては、総務省「平成 27 年産業連関表」を用いた。分析対象は、津波補助金一次公募から十四次公募までに採択された補助事業のうち、辞退・廃止等を除く全 445 事業、補助対象経費 5,495 億円である(図表 8)。本分析では、この補助対象経費を津波補助金による投資額と捉え、これが生み出す経済波及効果について推計を行った。あくまで投資による波及効果を算出したものであり、操業開始後の波及効果は含めていない点については留意されたい。なお、分析の手順については下記の「Ⅰ. 経済波及効果の分析フロー(概要)」、分析の前提条件については「Ⅱ. 分析において前提となる条件・仮定」、用語の説明については「Ⅲ. 用語解説」の通りである。

図表 8 津波補助金の申請者・経費等に係る概要²⁶

(主たる申請者数)	
	合計
応募事業者	1,140
採択事業者	883
分析対象事業者 (※)	445
うち大企業	91
うち中小企業等	354
うち製造業	352
うち非製造業	93

※辞退、廃止、交付決定取り消し等を除く事業者数。

(億円)	
	合計
分析対象事業者における補助対象経費	5,495
うち土地取得費	286
うち土地造成費	26
うち建物取得費	3,465
うち設備費	1,718
分析対象事業者における補助金交付額 (※)	1,899

※予定額含む。

(当社にて集計)

²⁶ 以降の分析における「補助金交付申請額」は予定額を含む。

I. 経済波及効果の分析フロー（図表 9 参照）

1) 直接効果額となる国内需要額を算出²⁷

- ① 対象事業を産業連関表 37 部門別に分類し、部門別に補助対象経費合計金額を算出。
- ② 土地造成費及び建物取得費の合計金額は「建設」部門²⁸の国内需要額とする。
- ③ 設備費においては、固定資本マトリックス表から投入係数表の当該投入係数を乗じて 37 部門に振り分けた金額（＝購入者価格）を国内需要額とする。
- ④ 設備費においては、商業マージン率及び運輸マージン率を用いて「商業マージン」及び「運輸マージン」を算出し、各設備の「商業」、「運輸・郵便」部門に計上。
- ⑤ 設備費の「購入者価格」から「商業マージン」と「運輸マージン」を差し引いた金額（＝生産者価格）に国内自給率を乗じて設備費の国内需要額（直接効果）を算出。
- ⑥ 粗付加価値誘発額は直接効果額に粗付加価値率を乗じ、雇用者所得誘発額は雇用者所得率を乗じることで算出。雇用誘発者数は直接効果額に雇用係数を乗じることで算出。

2) 一次波及効果を算出

直接効果額に投入係数を乗じて、中間投入額を算出。各中間投入額に国内自給率を乗じて中間投入額のうち国内自給額を算出し、逆行列係数を乗じて、一次波及効果を算出。

なお、一次波及効果に対する粗付加価値誘発額、雇用者所得誘発額及び雇用誘発者数は、1)

⑥での算出方法において、直接効果額を一次波及効果額に置き換えた方法で算出。

3) 二次波及効果を算出

直接効果、一次波及効果の合計金額に雇用者所得率を乗じ、雇用者所得増加額を算出し、雇用者所得増加額に平均消費性向を乗じて消費支出額を算出。算出した消費支出額の合計額について、民間消費支出構成比に基づき各部門に振り分け、国内自給率を乗じて国内消費誘発額を算出し、さらに、逆行列係数を乗じて、二次波及効果を算出。

なお、二次波及効果に対する粗付加価値誘発額、雇用者所得誘発額及び雇用誘発者数は、1)

⑥での算出方法において、直接効果額を二次波及効果額に置き換えた方法で算出。

II. 分析において前提となる条件・仮定

- ・全ての生産は最終需要を満たすために行われるものとする。
- ・生産波及は途中中断すること無く、最後まで波及するもの²⁹とする。
（在庫の取り崩し等による生産波及の中断はないものとする。）
- ・雇用誘発効果は、生産の増加に応じて一定割合で雇用が誘発されるものとする。
- ・分析の対象は津波補助金の採択事業者のうち辞退・廃止等を除く 445 者。

²⁷ 土地取得費は本分析の対象外とする。

²⁸ 「建設」部門の需要額の算出では国土交通省「平成 27 年（2015 年）建設部門分析用産業連関表」を使用。

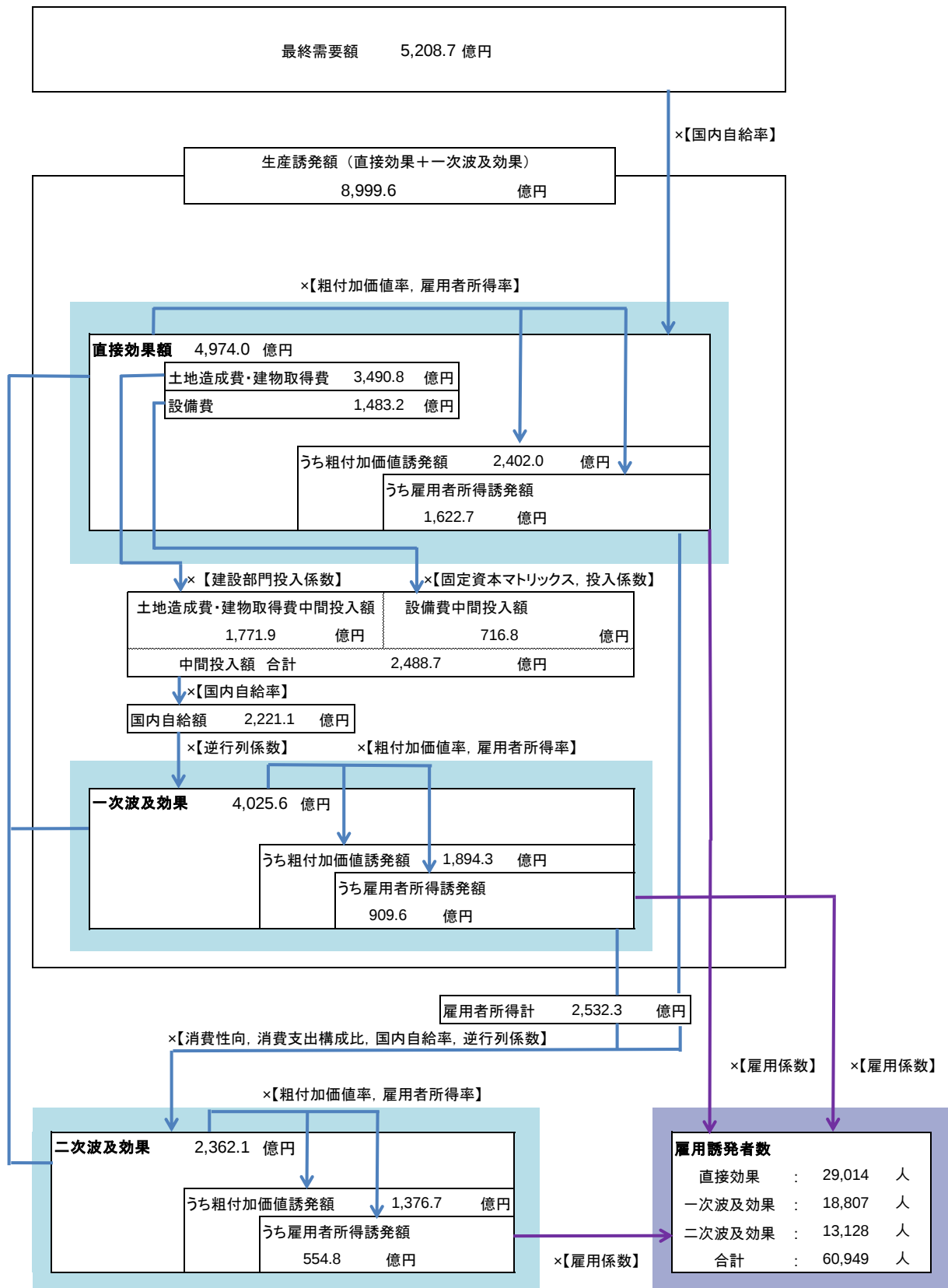
²⁹ 固定資本マトリックス表では、建設と教育への波及をゼロと仮定している。建設業への波及については、別途、建物取得費で試算しているため、設備費から建設への波及効果はゼロと仮定。教育への波及については、津波補助金が研究開発を目的とした補助金ではないためゼロと仮定。

Ⅲ. 用語解説

購入者価格	商品の流通に要した費(商業マージン、貨物運賃)を含む価格
生産者価格	商品の流通に要した費(商業マージン、貨物運賃)を価格から除き、別に設けた商業や運輸部門に計上した価格
国内自給率	国内需要を満たすために国内で生産された財やサービスの割合
直接効果	ある産業の需要が新たに発生することにより、国内産業部門に直接に生産を誘発する効果
一次波及効果	直接効果により新たに生じる原材料等の中間需要を満たすための生産波及効果
二次波及効果	直接効果と一次波及効果により生じる雇用者所得が家計消費に回ることによって生み出される新たな生産誘発効果
粗付加価値誘発額	生産活動によって新たに付け加えられた価値 家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税及び(控除)経常補助金で構成されている
粗付加価値率	粗付加価値／国内生産額
雇用者所得誘発額	企業等に雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金等の所得
雇用者所得率	各産業部門の雇用者所得誘発額／各産業部門の国内生産額
雇用誘発者数	経済波及に伴い誘発される雇用者数
雇用係数	各産業部門の雇用者数／各産業部門の国内生産額
投入係数	各産業部門において1単位の生産を行うために必要な原材料、燃料等の大きさを示したもの
民間消費支出構成比	家計における所得に対する消費割合
平均消費性向	可処分所得に対する消費支出の割合
逆行列係数	ある産業に対して1単位の最終需要が発生した場合、各産業の生産がどれだけ必要になるかという生産波及の大きさを示す係数 ここでの逆行列係数は $I-(I-M-N)A^{-1}$ ³⁰ を使用している
最終需要	国内の生産過程に再投入されずに家計や政府等での消費、企業等の投資や輸出に用いられるもの

³⁰ I：単位行列/M：輸入係数対角行列/N：移入係数対角行列/A：投入係数

図表 9 補助対象経費がもたらす経済波及効果フロー



(2) 分析結果 : 経済波及効果は1兆1,362億円 補助金交付額の5.98倍

分析の結果は、図表10の通り。津波補助金における補助対象経費の合計金額5,494億円³¹、補助金交付額の合計金額1,899億円に対する全国への経済波及効果の合計金額は1兆1,362億円と推計された。また、この経済波及効果は補助対象経費の2.07倍(以下、「効果倍率」という)、補助金交付額の5.98倍(以下、「補助金投資効果倍率」という)という結果となった。

なお、同じく被災地向け立地補助金である「ふくしま産業復興企業立地補助金」において、福島県が推計をしており、投資額約2,110億円に対する福島県内への経済波及効果は約1,904億円³²(効果倍率約0.90倍)と算出している。ただしこの結果は、県外への波及効果分は含まれておらず、県内への経済波及効果であることに留意が必要である。また初期投資に対する経済波及効果の分析例としては、立地補助金ではないものの、「大阪・関西万博」の経済波及効果を経済産業省が試算している。全体の経済波及効果約2.9兆円³³のうち、開催期間中の来場者等による波及効果を除いた、いわゆる初期投資(建設投資)3,537億円に対する波及効果は8,570億円(効果倍率約2.42倍)と推計されているので、本分析結果の参考としていただきたい。

経済波及効果の段階別の内訳についてみると、直接効果が4,974億円、一次波及効果が4,026億円、二次波及効果が2,362億円であり、経済波及効果の合計額は直接効果の2.28倍となった。経済波及効果における粗付加価値誘発額の総計は5,673億円、雇用者所得誘発額は3,087億円であった。それらの内訳は、粗付加価値誘発額では直接効果が2,402億円、一次波及効果が1,894億円、二次波及効果が1,377億円、雇用者所得誘発額では、直接効果が1,623億円、一次波及効果が910億円、二次波及効果が555億円という結果となった。

また、雇用誘発者数は60,949人と推定された(図表11)。

図表10 補助対象経費がもたらす経済波及効果内訳

(単位:億円)

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果額	4,974	4,026	2,362	11,362
粗付加価値誘発額	2,402	1,894	1,377	5,673
雇用者所得誘発額	1,623	910	555	3,087

図表11 補助対象経費がもたらす雇用誘発者数内訳

(単位:人)

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
雇用誘発者数	29,014	18,807	13,128	60,949

³¹ 本章において、金額が1億円以上の場合は1億円未満を切り捨てとしている。

³² 福島県HP「アナリーゼふくしまNo.22」(2016)において土地造成、建物取得及び機械設備への投資による経済波及効果の値を抜粋している。なお、当該分析の対象事業は平成24年から平成27年末までに支出負担行為(契約等)が終了した事業であり、これらの投資額を実際に執行された分とみなして需要額を算出し、経済波及効果を推計している。また当該分析では福島県「平成17年福島県産業関連表」を使用しており、単純な数値の比較はできないことに留意されたい。

³³ 経済産業省「大阪・関西万博経済波及効果再試算結果について」(2024年3月)より抜粋。なお、対象地域が全国の場合における経済波及効果額を示している。

(3) 産業部門別経済波及効果：建設部門に次いで商業、対事業所サービス部門への波及大

産業部門別に経済波及効果額をみると、「建設」部門が 3,521 億円と最も大きく、次に「商業」部門が 1,019 億円、「対事業所サービス」部門が 905 億円という結果となった(図表 12)。

「建設」部門では、経済波及効果のうち直接効果がほとんどを占めている。これは、津波補助金の交付要件として「建物取得費の計上を必須」としているため、各事業には必ず建物取得費が含まれており³⁴、この費用の合計額をもとに当該部門の値が算出されているからと考えられる。

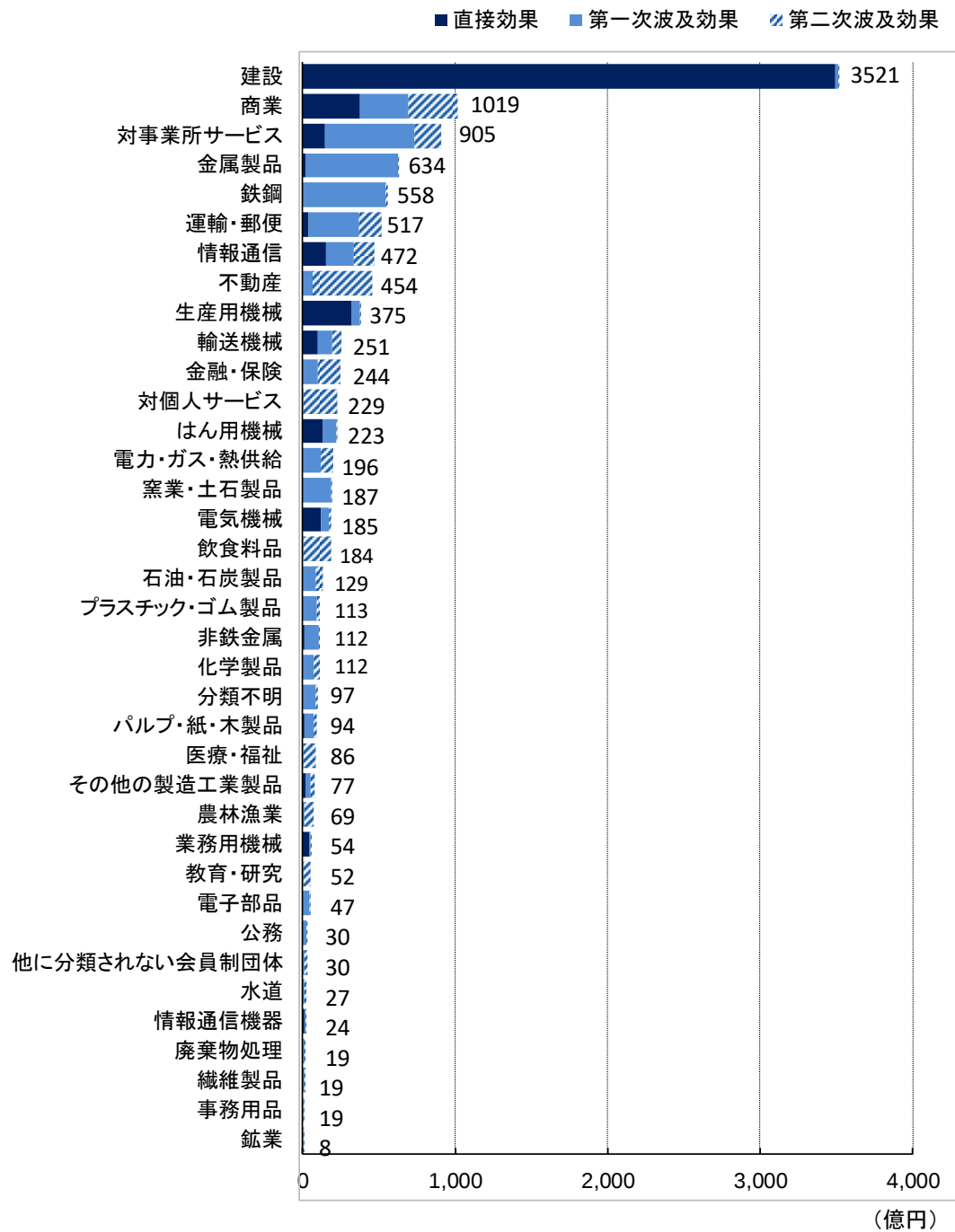
「商業」部門では、経済波及効果のうち直接効果、一次波及効果、二次波及効果が同程度の割合を占めている。これは直接データから読み解くことは難しいが、例えば、機械設備、建設資材、さらには設備や建設資材の原材料等についての売買が波及し、商業マージンが積み重なった結果であると推察される。

最後に「対事業所サービス」部門では、経済波及効果のうち一次波及効果の占める割合が比較的大きくなっている³⁵。日本標準産業分類細分類における「対事業所サービス」には、工場等を新規に立地する際に関わりのある業種として、「行政書士事務所」、「経営コンサルタント業」、「不動産鑑定業」、「機械設計業」、「商品検査業」といった業種が含まれており、このような事業所向けサービスへの波及効果が現れたものと推察される。

³⁴ 建物取得費は補助事業には含まれるものの、補助対象とはなっていない場合がある。

³⁵ 「対事業所サービス」、「商業」については、感応度係数が高い（他の産業からの波及効果を受けやすい）業種であるとの分析が多数あり。（『延長産業連関表からみた我が国経済構造の概要及び経済波及効果分析』（経済産業省）https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/entyoio/result/base_h27/h27_h30uio02.pdf など）

図表 12 補助対象経費がもたらす産業部門別経済波及効果額



図表 13 補助対象経費がもたらす経済波及効果、雇用誘発者数一覧

(波及効果においては億円、雇用誘発者数においては人)							
部門名	直接効果(A)	一次波及(B)	二次波及(C)	総合波及効果(A+B+C)	粗付加価値額		雇用誘発者数
						雇用者所得誘発額	
農林漁業	5	7	57	69	33	8	277
鉱業	0	6	2	8	4	2	31
飲食品	0	4	180	184	68	24	675
繊維製品	1	7	11	19	8	5	150
パルプ・紙・木製品	7	65	22	94	33	16	333
化学製品	0	71	41	112	37	10	151
石油・石炭製品	0	82	47	129	39	2	17
プラスチック・ゴム製品	0	90	23	113	43	25	525
窯業・土石製品	0	183	4	187	91	42	813
鉄鋼	0	544	13	558	147	33	499
非鉄金属	9	98	5	112	27	11	172
金属製品	16	609	9	634	285	182	3,818
はん用機械	132	89	2	223	99	51	812
生産用機械	319	54	2	375	173	89	1,507
業務用機械	43	9	2	54	22	11	184
電子部品	0	41	6	47	18	10	160
電気機械	117	53	15	185	67	36	589
情報通信機器	13	4	7	24	8	5	67
輸送機械	96	98	56	251	61	32	472
その他の製造工業製品	16	35	26	77	36	20	428
建設	3,491	20	10	3,521	1,650	1,230	20,905
電力・ガス・熱供給	0	119	77	196	70	15	180
水道	0	9	17	27	13	4	58
廃棄物処理	0	10	10	19	13	9	176
商業	375	320	324	1,019	712	397	9,960
金融・保険	0	99	145	244	165	76	1,165
不動産	0	67	387	454	382	26	287
運輸・郵便	40	325	152	517	266	147	3,027
情報通信	151	183	138	472	244	99	1,471
公務	0	22	9	30	21	11	154
教育・研究	0	4	48	52	38	26	407
医療・福祉	0	1	85	86	53	43	912
他に分類されない会員制団体	0	10	20	30	18	15	292
対事業所サービス	144	587	174	905	566	311	7,337
対個人サービス	0	7	223	229	122	62	2,918
事務用品	0	7	3	10	0	0	
分類不明	0	87	10	97	40	1	23
合計	4,974	4,026	2,362	11,362	5,673	3,087	60,949

(4) セグメント別波及効果の分析(全国版) : 大企業、商業・物流、建物取得費にて投資効果大

ここでは、セグメント別に経済波及効果の分析を行うことで、補助金投入の効果(あくまで経済波及効果)が大きいセグメントを明らかにする。具体的には、企業規模別(大企業／中小企業等)、業種別(製造業／非製造業等)、費目別(建築工事／機械設備)に直接効果及び波及効果を補助金交付額で除すことにより、経済波及効果が補助金交付額の何倍になったか(補助金投資効果)について算出を行い、比較分析を行った。

1) 企業規模別(大企業／中小企業等)

大企業／中小企業等別に補助金投資効果をみると、中小企業等が 5.03 倍、大企業は 7.98 倍となっており大企業の投資効果が大きいことがわかる(図表 14)。これは津波補助金の補助率が小企業よりも中小企業等の方が優遇されていることによるためである。つまり、大企業と中小企業等とで同じ補助金を投入した場合、事業費としての投資額全体では大企業の方が中小企業等よりも大きくなり、逆に大企業と中小企業等とで事業費として同じ額を投資した場合、必要な補助金は小企業の方が少なくて済むということになる。

この傾向は、直接効果、一次波及効果、二次波及効果のいずれにおいても同様であった。大企業では、直接効果は補助金交付額の 3.50 倍、一次波及効果は 2.82 倍、二次波及効果は 1.66 倍である

のに対し、中小企業等では、直接効果は 2.20 倍、一次波及効果は 1.79 倍、二次波及効果は 1.05 倍となっており、いずれにおいても中小企業等の補助金投資効果は大企業の約6割強という結果となっている。

図表 14 大企業及び中小企業等 補助金投資効果(経済波及効果／補助金交付額)

<大企業:91 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	3.50	2.82	1.66	7.98
粗付加価値誘発額	1.69	1.33	0.97	3.99
雇用者所得誘発額	1.14	0.64	0.39	2.17

<中小企業等:354 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	2.20	1.79	1.05	5.03
粗付加価値誘発額	1.06	0.84	0.61	2.51
雇用者所得誘発額	0.72	0.40	0.25	1.37

2) 業種別³⁶(製造業／非製造業)

業種別では製造業よりも非製造業が、中でも商業・運輸・郵便(以下、商業・物流という)の投資効果が大きくなっている(図表 15)。この投資効果の違いは、企業規模別の構成比の違いが影響している可能性があることから、大企業または中小企業等の同一区分内で比較を行った。結果は、大企業、中小企業等いずれの区分においても、全体と同様に、製造業よりも非製造業が、中でも商業・物流投資効果が大きいという結果となった(図表 17)。

津波補助金における商業・物流の事業では倉庫の整備が多数を占めるが、自動倉庫や冷凍・冷温倉庫といった比較的高付加価値な建屋あるいは付帯設備の影響が大きいと考えられる。

特に大企業の商業・物流においては、投資効果は 11.97 倍という高い値となった(図表 17)。

図表 15 業種別 補助金投資効果(経済波及効果／補助金交付額)

<製造業:352 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	2.54	2.05	1.20	5.79
粗付加価値誘発額	1.23	0.97	0.70	2.90
雇用者所得誘発額	0.82	0.46	0.28	1.57

<非製造業:93 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	2.96	2.40	1.42	6.78
粗付加価値誘発額	1.41	1.13	0.83	3.37
雇用者所得誘発額	0.98	0.55	0.33	1.86

<うち商業・物流:61 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	3.24	2.69	1.61	7.54
粗付加価値誘発額	1.51	1.27	0.94	3.72
雇用者所得誘発額	1.11	0.62	0.38	2.11

³⁶整備した工場等の業種。日本標準産業分類(中分類)による。

3) 費目別(建物取得費／設備費)

費目別では設備費よりも建物取得費においてより投資効果が大きいという結果となった(図表 16)。全体では、設備費の 4.98 倍に対し、建物取得費では 7.04 倍となっている。大企業、中小企業等においても設備費<建物取得費となっており、直接効果、一次波及効果、二次波及効果においても同様の傾向となっており、波及効果における「建物取得費」の影響について確認することができた(図表 17)。

図表 16 業種別 補助金投資効果(経済波及効果／補助金交付額)

<建物取得費:442 件>

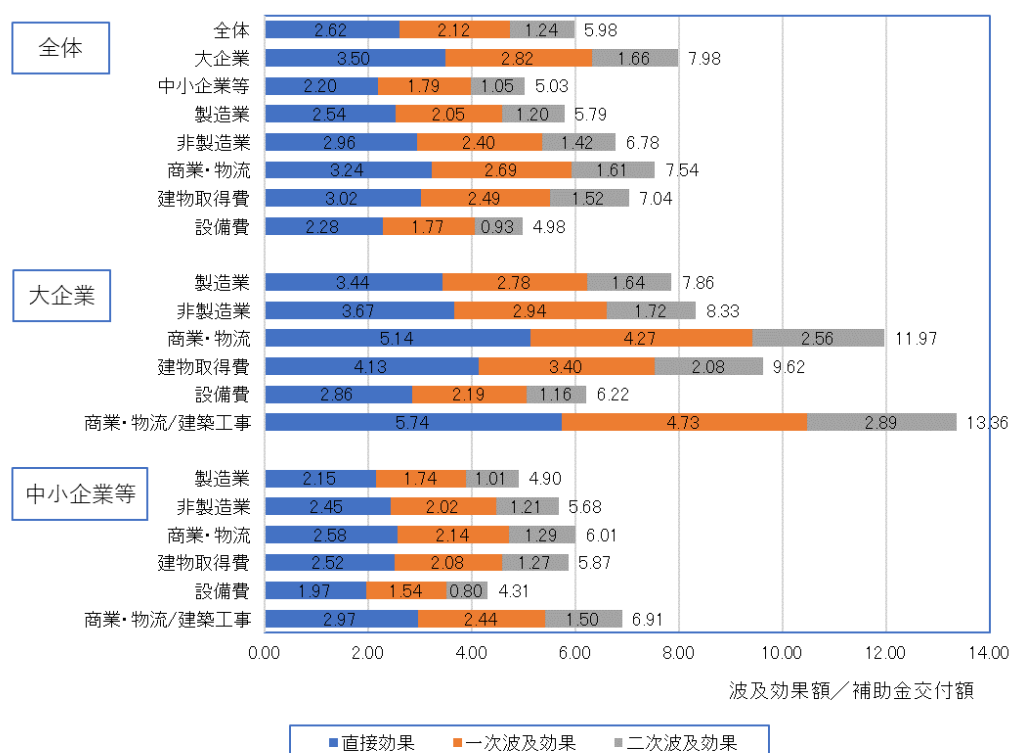
	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	3.02	2.49	1.52	7.04
粗付加価値誘発額	1.42	1.18	0.89	3.49
雇用者所得誘発額	1.06	0.58	0.36	1.99

<設備費:339 件>

	直接効果	一次波及効果	二次波及効果	合計
経済波及効果	2.28	1.77	0.93	4.98
粗付加価値誘発額	1.18	0.81	0.54	2.53
雇用者所得誘発額	0.62	0.37	0.22	1.21

以上まとめると、補助金投資効果は大企業>中小企業等、商業・物流>製造業、建物取得費>設備費という結果となった。最も投資効果が大きいと考えられる大企業の商業・物流における建物取得費の経済波及効果は、補助金投入額の 13.36 倍という値となっている。逆に中小企業等の製造業における設備費の経済波及効果は、4.31 倍となっており、大企業／商業・物流／建物取得費の3割強の効果に留まっている。(図表 17)

図表 17 セグメント別補助金投資効果(経済波及効果／補助金交付額)まとめ



(5) 地域別：全体の約5割が県外波及。各県合計のうち福島県・宮城県で約8割の波及効果。
青森県・茨城県で補助金投資効果大。

本項では、被災5県における経済波及効果を確認する。分析にあたっては、各県が HP 等で公表している産業連関表から各県別の投入係数や逆行列係数等を用いた。また全国版の分析と平仄を合わせるため、産業連関表基本分類の大分類を 37 部門に統一して分析を行った。

推計結果は図表 18 の通り。県別で最も大きかったのは福島県の 3,045 億円、次いで宮城県の 1,852 億円という結果となった。

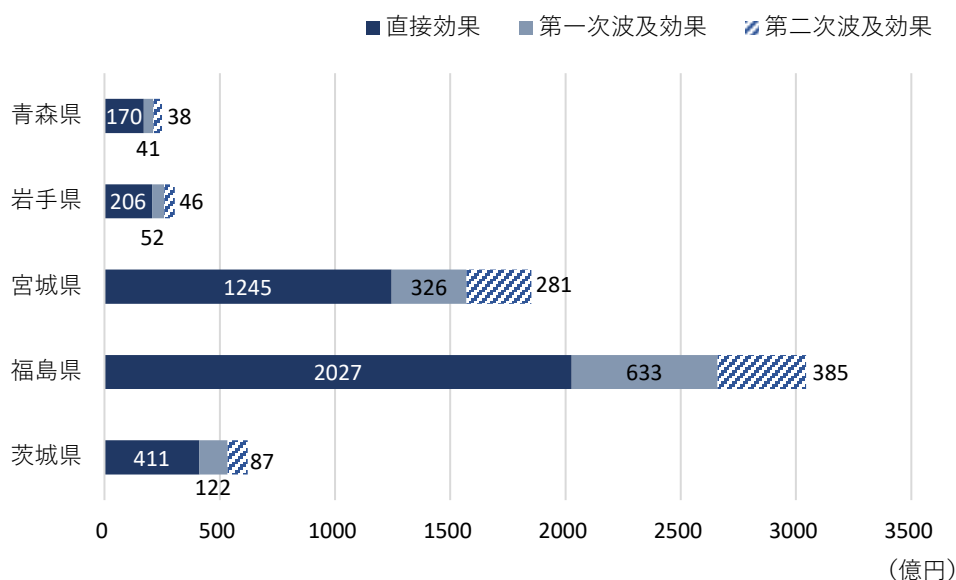
その内訳をみると、福島県では直接効果が 2,027 億円、一次波及効果が 633 億円、二次波及効果が 385 億円、宮城県では直接効果が 1,245 億円、第一次経済波及効果が 326 億円、二次波及効果が 281 億円となっている。

県別に算出した経済波及効果の推計額を合計すると 6,072 億円となるが、この値は、先の分析結果として示した全国への経済波及効果 1 兆 1,362 億円の 5 割強となっている。この差分 5 割弱 (5,290 億円) については、県別の分析手法と全国規模のそれとは異なることから単純比較はできないものの、被災 5 県において自県以外の都道府県 (自県を除く被災 5 県も含む) へ波及したものと考えられる。

なお、県別の経済波及効果の内訳を合計すると、直接効果が 4,060 億円、一次波及効果が 1,174 億円、二次波及効果が 838 億円となっている。自県以外へ波及したと考えられる分 (5,290 億円) の内訳は、各県合計で直接効果 914 億円、一次波及効果 2,851 億円、二次波及効果 1,524 億円となっている。

経済波及効果に対する直接効果の割合についてみると、全国では 4 割強であったのに対して、被災 5 県の平均は 7 割弱 (各県で 66~68%) という結果となった。

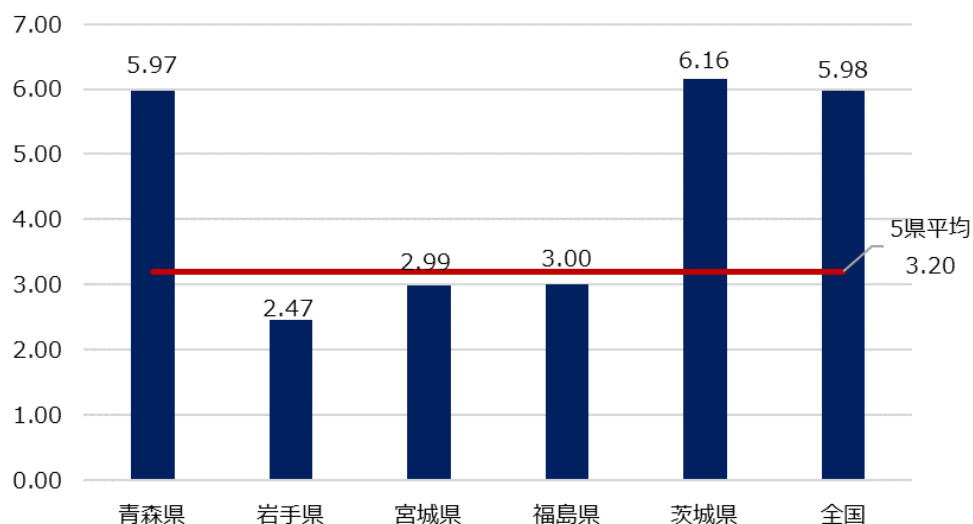
図表 18 被災5県における県別の経済波及効果



次に、被災5県別に経済波及効果が補助金交付額の何倍になったか(補助金投資効果)の算出を行った(図表 19)。被災5県における補助金投資効果の平均は 3.20 倍、県別では茨城県が 6.16 倍、青森県が 5.97 倍と比較的大きな値となっており、全国での補助金投資効果 5.98 倍と同程度となった。経済波及効果が大きいことが確認された福島県と宮城県の補助金投資効果はそれぞれ 3.00 倍、2.99 倍と、全国の約2分の1となった。なお、各県の補助金投資効果を全国のそれと比較するに際しては、前者が自県内への経済波及のみに基づいて算出している点に留意が必要である。

青森県・茨城県と、岩手県・宮城県・福島県の間で補助金投資効果に差がみられることに関しては、各県における補助事業者に占める大企業と中小企業等の割合が関係している可能性がある。中小企業等と比して大企業の効果倍率が高くなることは先述した通りだが、補助事業者のうち大企業が占める割合をみると、青森県、茨城県はそれぞれ 42.1%、33.3%であるのに対して、岩手県、宮城県、福島県は、それぞれ 7.1%、18.2%、20.1%となっていた。

図表 19 被災5県における県別の補助金投資効果倍率(経済波及効果/補助金交付額)



5. おわりに

＜産業復興における製造業と津波補助金＞

震災後、集中復興期間から(第1期)復興・創生期間を経て、第2期復興・創生期間に至るまで、産業復興に向け様々な施策が実施された。被災地域における産業復興の足取りは、産業構成の違いをはじめとする各地域の状況によって様々であるが、建設業が震災後初期の段階から、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の被災地域において復興・拡大を牽引、加えて地域や時期により程度の違いはあるものの、製造業が復興・拡大において一定程度の役割を担ったといえよう。

企業立地補助金は、企業立地に向けた支援策として被災地域の特徴、復興ステージに応じて複数展開されてきたが、その中でも津波補助金は、青森県から茨城県に至る、比較的広域なエリアを対象とし、平成 25 年度から令和5年度³⁷という長期にわたって、製造業等(工場や物流施設等)を対象として実施されてきた補助事業である。

³⁷ ここでは公募期間を指しており、補助事業は令和9年度まで継続される。

<まとめ>

津波補助金は、工場等の建設をはじめとする投資活動により復興を支え、被災地並びに全国へ経済波及効果をもたらすとともに、産業復興に貢献した製造業の回復に一定の役割を果たしたといえよう。

立地支援事業を設計するに際しては、もちろん立地支援の本来の目的達成を第一に考えなければならない。加えて、対象地域における企業規模、業種構成、サプライチェーンといった産業特性によって経済波及効果、ならびにその投資効率に違いが生じるという本分析結果を踏まえると、限りある財源においてより大きな経済波及効果を得るためにどのように事業を設計すべきか、という視点を持つておくことが肝要と考える。

弊社では、長年にわたり津波補助金をはじめとする主に被災地の企業立地支援補助事業の事務局を担ってきており、補助事業の立ち上げ、運営を通じて被災地に貢献してきた。今後新たな企業立地支援補助事業を設計、運営する機会があれば、今回の分析を通じて得られた知見を活かすことにより、これまで以上に効果の高い貢献が可能になるものと考えている。